

処遇改善加算及び 特定処遇改善加算等支給規程

2021.11.27 施行

2022.02.16 改正

2022.04.01 改正

2022.08.20 改正

社会福祉法人三宅島あじさいの会

処遇改善加算及び特定処遇改善加算等支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人三宅島あじさいの会(以下「本会」という。)職員給与規程の第 24 条第 13 項に規定された手当等について、必要な事項を定めるものとする。

(手当等)

第 2 条 手当等は、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算制度(以下「処遇改善加算制度」という。)、介護職員等特定処遇改善加算制度(以下「特定処遇改善加算制度」という。)、介護職員処遇改善支援補助金(以下「処遇改善支援金」という。)に定められた要件に基づき取得した加算額を、本会の対象となる職種に従事する職員に対し支給する。

(職員の支給対象範囲)

第 3 条 手当等の対象となる職員は、雇用形態の別を問わず、別表 1 のとおりとする。ただし、算定対象期間及び支給月に在籍勤務している者に限り支給する。

2 区分の決定は、様式 1「処遇改善等 支給申請書」の提出により判定を行い、毎年 4 月 1 日とする。ただし、年度途中での採用者の場合は、採用月とする。

(支給額)

第 4 条 支給額は、加算制度による加算額の範囲内において理事長が定める額とする。

(処遇改善手当・処遇改善特別手当)

第 5 条 処遇改善加算制度により取得した加算額を原資に支給する手当を処遇改善手当及び処遇改善特別手当とする。

2 処遇改善手当及び処遇改善特別手当については、別表 1、別表 2 に基づいて支給する。

(処遇改善一時金)

第 6 条 前条で配分した後の余剰金が発生した場合は、処遇改善一時金として別表 1、別表 3 に基づいて支給する。ただし、法定福利費増額分を差し引いたものとする。

(特定処遇改善一時金)

第 7 条 特定処遇改善加算制度により取得した加算額を原資に支給する手当を特定処遇改善一時金とする。

2 特定処遇改善一時金は、別表 1、別表 4 に基づいて支給する。ただし、法定福利費増額分を差し引いたものとする。

(処遇改善支援金)

第 8 条 処遇改善支援補助金制度により取得した加算額を原資に支給する手当を処遇改善支援金とする。

2 処遇改善支援金については、別表 1、別表 5 に基づいて支給する。

(処遇改善支援一時金)

第 9 条 前条で配分した後の余剰金が発生した場合は、処遇改善支援一時金として別表 1、別表 6 に基づいて支給する。ただし、法定福利費増額分を差し引いたものとする。

(支給基準・支給月)

第 10 条 支給基準・支給月については、別表 7 のとおり給料または賃金に合わせて支給する。

(その他)

第 11 条 この規程は、処遇改善加算制度及び特定処遇改善加算制度、処遇改善支援補助金制度が終了したと同時に廃止する。

2 ほか、この規程に定めのない事項については理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 27 日から施行し、令和 3 年 11 月 1 日から適用する。

この規程は、令和 4 年 2 月 16 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 8 月 20 日から施行する。

別表 1 支給対象の範囲 (第 3 条)

	区分 A	区分 B	区分 C
「処遇改善手当」 「処遇改善特別手当」 「処遇改善一時金」	介護員として勤務する介護職員 (特養・デイ)		
「特定処遇改善一時金」	区分 A	区分 B-1	区分 C-1
	介護福祉士 介護職勤続 10 年以上 (他の法人等経験も含)	A 以外の介護職員で介護福祉士を有する者	A・B 以外の職員で 特養介護支援専門員、生活相談員(特養・通所)
		区分 B-2	区分 C-2
	上記 B-1 以外の介護職員	上記 C-1 以外の職員	
「処遇改善支援金」 「処遇改善支援一時金」	区分 A	区分 B	区分 C
	介護福祉士 介護職勤続 10 年以上 (他の法人等経験も含)	A 以外の介護職員	A・B 以外の職員

※ 「特定処遇改善一時金」については、区分 C の職員で、支給月前年の年収 440 万以上の職員、包括職員、居宅介護職員は対象外とする。

※ 区分 C は、A・B 以外の職員であり、事務員、看護員、指導員、営繕・運転手、洗濯・清掃員、調理員、宿直の職員などとする。

別表 2 処遇改善手当・処遇改善特別手当 (第 5 条)

	月 額	日 額	時 額
処遇改善手当	12,000 円	600 円	70 円
処遇改善特別手当 (特養介護職員のみ)	2,000 円	100 円	10 円

別表 3 処遇改善一時金 (第 6 条)

支給額	余剰金/対象職員の常勤換算率の合計×個人の常勤換算率
※ 余剰金 (法廷福利費増額分を差し引いたもの)	

別表4 特定処遇改善一時金 (第7条)

区分	A		B		C	
給付割合 ①	2		1.5		0.5	
給付割合 ②			区分 B-1	区分 B-2	区分 C-1	区分 C-2
			1.5	1.0	2.0	0.5
支給額	加算額/対象職員（個人の常勤換算率×個人の給付割合）の合計 ×（個人の常勤換算率×個人の給付割合）					

※ 加算額（法定福利費増額分を差し引いたもの）

※ 資格所持の有無は、算定対象期間内での介護福祉士登録証（写し）の提出をもって決定する。

別表5 処遇改善支援金 (第8条)

区分	月 額	日 額	時 額
A	5,000 円	230 円	25 円
B			
C			

※ 支給期間は、令和4年2月から令和4年9月までとする。

別表6 処遇改善支援一時金 (第9条)

支給額	余剰金/対象職員の常勤換算率の合計×個人の常勤換算率
-----	----------------------------

※ 余剰金（法定福利費増額分を差し引いたもの）

別表7 支給基準・支給月 (第10条)

	算定対象期間	支給月（支給日）
処遇改善手当 処遇改善特別手当 処遇改善支援金	4月1日～3月31日	毎月（毎月25日）
処遇改善一時金 特定処遇改善一時金 処遇改善支援一時金	4月1日～6月30日	8月（9月25日）
	7月1日～9月30日	11月（12月25日）
	10月1日～12月31日	2月（3月25日）
	1月1日～3月31日	5月（6月25日）

※ 支給基準：上記対象期間及び支給月に在籍勤務する職員とする。

※ ただし、支給日当日が土曜または休日の場合は、その前日とする。